

三重県公共工事共通仕様書(平成24年7月制定)新旧対照表

第1編 共通編

第1章 総則

ページ	現行		改正(案)		備考
	条	条文	条	条文	
1-42 (平成24年7月制定時点)	1-1-39 交通安全管理	<p>9. 交通安全管理 2) 交通誘導員</p> <p>③ 受注者は、交通誘導警備員のうち1人は有資格者(平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者)としなければならない。</p> <p>また、三重県内における以下の18路線(以下「指定路線」という。)においては、交通誘導警備業務を行う場所(交通規制区間)毎に有資格者を1人以上配置しなければならない。</p> <p>なお、指定路線以外の路線において、有資格者が配置できない場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者とできる。</p> <p style="text-align: center;">路 線</p> <p>1 一般国道1号 2 一般国道23号 3 一般国道42号 4 一般国道163号 5 一般国道165号 6 一般国道166号 7 一般国道167号 8 一般国道258号 9 一般国道260号 10 一般国道306号 11 一般国道365号 12 一般国道368号 13 一般国道421号 14 県道津関線 15 県道松阪久居線 16 県道鳥羽松阪線 17 県道上浜高茶屋久居線 18 県道四日市菰野大安線</p> <p>(参考) 平成19年2月13日付け三重県公安委員会告示18号</p>	1-1-39 交通安全管理	<p>9. 交通安全管理 2) 交通誘導警備員</p> <p>③ 受注者は、交通誘導警備員のうち1人は有資格者(平成17年警備業法改正以降の交通誘導警備業務にかかる1級又は2級検定合格者)としなければならない。</p> <p>また、三重県内における以下の25路線(以下「指定路線」という。)においては、交通誘導警備業務を行う場所(交通規制区間)毎に有資格者を1人以上配置しなければならない。</p> <p>なお、指定路線以外の路線において、有資格者が配置できない場合は、監督員の承諾を得て交通の誘導・整理の実務経験3年以上の者とできる。</p> <p style="text-align: center;">路 線</p> <p>1 一般国道1号 2 一般国道23号 3 一般国道25号 4 一般国道42号 5 一般国道163号 6 一般国道165号 7 一般国道166号 8 一般国道258号 9 一般国道260号 10 一般国道306号 11 一般国道365号 12 一般国道421号 13 一般国道477号</p> <p style="text-align: right;">14 県道四日市楠鈴鹿線 15 県道四日市鈴鹿環状線 16 県道津関線 17 県道久居美杉線 18 県道松阪久居線 19 県道伊勢磯部線 20 県道鳥羽松阪線 21 県道宮妻峽線 22 県道松阪第2環状線 23 県道上海老茂福線 24 県道上浜高茶屋久居線 25 県道四日市菰野大安線</p> <p>(参考) 平成27年3月17日付け三重県公安委員会告示第27号(平成27年9月17日施行)</p>	三重県公安委員会が指定する交通誘導警備員の有資格者の配置を必要とする路線について見直しがあったため一部改正